

指定管理者の指定について

下記の施設について、指定管理者を指定するため地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月13日提出  
霧島市長 中 重 真 一

記

- 1 対象施設名 霧島市隼人老人給食センター
- 2 指定管理者 霧島市国分中央三丁目33番10号  
社会福祉法人 霧島市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

## 【指定議案説明資料】

### 1 霧島市隼人老人給食センター概要

- (1) 施設名 霧島市隼人老人給食センター
- (2) 位置 霧島市隼人町松永 1434 番地 2
- (3) 建築年度 平成 5 年 3 月
- (4) 構造・面積 鉄筋コンクリート造 152.5 m<sup>2</sup>
- (5) 設置目的 市民の福祉の拠点として配食サービス（老人給食）を提供することにより、心身の機能の維持を図り、介護をしている家族の負担の軽減を図ることを目的として設置

### 2 指定管理者の概要

#### (1) 団体の名称、代表者及び所在

名称 社会福祉法人 霧島市社会福祉協議会  
代表者 会長 福永 洵  
所在 霧島市国分中央三丁目 33 番 10 号

#### (2) 組織

設立 平成 17 年度  
認可 平成 17 年 11 月 7 日法人認可  
設立目的 霧島市における社会福祉事業その他社会福祉事業の健全な発展及び地域福祉の推進を図るため設立

職員数 165 名

#### (3) 平成 28 年度事業実績

受託施設数 国分総合福祉センターほか 9 施設  
受託総金額 119,462 千円

### 3 指定管理の方法等

#### (1) 指定管理の方法 直接指定

#### (2) 直接指定をする理由

現在管理している団体が蓄積した管理・運営技術や専門的スキルなどを活用することにより、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できるため。